

ID: 829

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	仮清算金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第102条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第102条第1項の規定による。  (仮清算)</p> <p>第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日